２　原子力規制委員会は、第百三条第一項の変更が、第百二条第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

３　原子力規制委員会は、第百四条第一項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

別表第三（第百二条、第百三条関係）

型式設計特定機器の種類	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計特定機器の型式の設計及び製作方法に関係あるものに限る。）	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の型式の設計及び製作方法に関係あるものに限る。）
再結合装置	１・２　（略） ３　再結合装置に係る製作方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度及び再結合効率の設定根拠に関する説明書 水素濃度低減性能に関する説明書 再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
圧力逃がし装置	１～７　（略） ８　圧力逃がし装置に係る製作方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図 耐震性に関する説明書

別表第三（第百二条、第百三条関係）

型式設計特定機器の種類	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計特定機器の設計及び製作の方法に関係あるものに限る。）	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作の方法に関係あるものに限る。）
再結合装置	１・２　（略） ３　再結合装置に係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度及び再結合効率の設定根拠に関する説明書 水素濃度低減性能に関する説明書 再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
圧力逃がし装置	１～７　（略） ８　圧力逃がし装置に係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図 耐震性に関する説明書